

## ご 連 絡

令和5年5月10日

清水悠路氏及び清水亜佳里氏 代理人

FAX [REDACTED]

〒 [REDACTED] - [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

前略 当職から清水様に令和5年4月26日付ご通知書を郵送しております。これに対し、清水亜佳里様から当職のもとにお電話があり、説明会開催の条件として、①質疑応答を認めること、②説明会を行うことをホームページ上で周知すること、③代表者及び尾崎が出席すること、④説明会は平日の午前中に行うこと、⑤録画を認めること、の5点を認めるようにご要望がありました。

これらについて検討した結果、①ないし④は同意可能ですが、⑤については同意できかねます。但し、SNS等のインターネットなどへの投稿は行わないことを条件として、録音は可能とさせていただきます。現在、当事業所の関係者が刑事事件の取調対象となっているため、過度の対外的な露出は控える必要があります。ご理解の程をお願いします。

なお、当方からの条件は上記の通知書に記載しております。

お手数ですが、ご確認をお願い致します。 草々